

競争参加者の資格及びその審査

第1 工事

1. 工事契約についての資格の等級

工事契約について資格を有する者の資格の等級は、建設工事の種類毎に建設業法第3条別表に規定する土木一式工事又は建築一式工事について、本部にあつては、A、B、C、D及びEの5等級を、九州支部にあつては、A、B、C及びDの4等級を設定するものとし、建設業法第3条別表に規定する土木一式工事又は建築一式工事以外については、A、B及びCの3等級を設定するものとする。なお、資格を有するものが工事契約について一般競争に参加できる場合は、次表の資格の等級の欄に掲げる等級のそれぞれに対応する工事の予定価格の欄に掲げる金額の工事に限られるものとする。

(本部)

工事契約の別	資格の等級	工事の予定価格
土木一式工事 建築一式工事	A	1億5000万円以上
	B	5000万円以上1億5000万円未満
	C	2000万円以上5000万円未満
	D	600万円以上2000万円未満
	E	600万円未満
上記以外の工事	A	1000万円以上
	B	400万円以上1000万円未満
	C	400万円未満

(九州支部)

工事契約の別	資格の等級	工事の予定価格
土木一式工事 建築一式工事	A	6000万円以上
	B	2500万円以上6000万円未満
	C	2500万円未満
	D	1000万円未満
上記以外の工事	A	1000万円以上
	B	400万円以上1000万円未満
	C	400万円未満

2. 工事契約についての資格の等級決定のための審査事項

工事契約について資格を有する者の資格の等級の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 年間平均完成工事高

申請をしようとする日の直前に受けた経営事項審査（建設業法第27条の23第3項の経営

事項審査の項目及び基準を定める件（平成21年1月31日国土交通省告示第85号（以下「告示」という。）に定める項目及び基準により審査が行われたものに限る。）の告示第1第1号の1に規定する審査基準日の直前2年の各事業年度における種類別年間平均完成工事高）

- (2) 経営規模（自己資本額及び利益額）
審査基準日における告示第1第1号の2及び3に規定する項目
- (3) 経営状況
審査基準日における告示第1第2号に規定する項目
- (4) 技術力（元請完成工事高及び技術職員数）
審査基準日における告示第1第3号に規定する項目
- (5) その他の審査項目（社会性等）
審査基準日における告示第1第4号に規定する項目

上記（1）から（5）の場合において、申請者が建設共同企業体又は組合（官公需適格組合（官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に規定する組合）で総合点数の算定等の特例扱いを希望する組合をいう。）の場合、同項各号に掲げる項目の数値の算出は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- A 年間平均完成工事高、経営規模及び技術力は、建設共同企業体にあつては各構成員のそれぞれの数値の和に基づいて算出した点数、組合にあつては、当該組合及び各審査対象者のそれぞれの数値の和に基づいて算出した点数
- B 営状況及びその他の審査項目は、建設共同企業体にあつては構成員毎に算出した点数の和を全構成員で除した点数、組合にあつては、当該組合及び審査対象者毎に算出した点数の平均値

3. 工事契約についての資格の等級決定の方法

工事契約について資格を有する者の資格の等級の決定は、前記の審査事項を要素とする次表註に定める計算方式により算出された数値により次表に定めるところにより行う。

(本部)

工事契約の別	数値	等級
土木一式工事 建築一式工事	1200 以上	A
	1000 以上 1200 未満	B
	800 以上 1000 未満	C
	600 以上 800 未満	D
	600 未満	E
上記以外の工事	950 以上	A
	700 以上 950 未満	B
	700 未満	C

(九州支部)

工事契約の別	数値	等級
土木一式工事	850 以上	A
	750 以上 850 未満	B
	640 以上 750 未満	C
	640 未満	D
建築一式工事	770 以上	A
	680 以上 770 未満	B
	600 以上 680 未満	C
	600 未満	D
上記以外の工事	950 以上	A
	700 以上 950 未満	B
	700 未満	C

(註) 計算方式

$$0.25a + 0.25b + 0.15c + 0.20d + 0.15e$$

この計算方式における各記号の意義は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載されている以下の評点とする。

- a 年間平均工事完成高
- b 元請完成工事高及び技術職員数
- c 自己資本額及び利益額
- d 経営状況
- e その他審査項目（社会性等）

算定数値の調整

- (1) 経常建設共同企業体（経常建設共同企業体の構成員となり得るべき中小・中堅建設企業者は、資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人とすること。）の級別格付けを行うにあたっては、前表（註）により算出された数値について、真に企業合併等に寄与すると認められる経常建設共同企業体については、それぞれ10パーセントプラスに調整できるものとする。
- (2) 協業組合の級別格付けを行うにあたっては、当該協業組合が所期の事業をなし得るに至るまでの相当の期間、その協業の態様、強調の度合い等を勘案して、前表（註）により算出された数値について、施工実績に著しく劣る場合を除き、10パーセントプラスに調整できるものとする。

第2 測量・建設コンサルタント等

1. 測量・建設コンサルタント等業務の契約についての資格の等級

測量・建設コンサルタント等について資格を有する者の資格の等級は、測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務の業種ごとに、A、B及びCの3等級に区分するものとし、資格を有する者が測量・建設コン

サルタント等業務の契約についての一般競争に参加できる場合は、次表の資格の等級の欄に掲げる等級のそれぞれに対応する予定価格の欄に掲げる金額の測量等に限られるものとする。

(本部)

測量・建設コンサルタント等契約の別	資格の等級	予定価格
測量 建築関係建設コンサルタント業務 土木関係建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償コンサルタント業務	A	1000万円以上
	B	200万円以上 1000万円未満
	C	200万円未満

(九州支部)

測量・建設コンサルタント等契約の別	資格の等級	予定価格
測量 建築関係建設コンサルタント業務 土木関係建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償コンサルタント業務	A	1000万円以上
	B	1000万円未満
	C	500万円未満

2. 測量・建設コンサルタント等業務の契約についての資格の等級決定のための審査事項

測量・建設コンサルタント等業務の契約について資格を有する者の資格の等級の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 実績高

審査基準日の直前2年の各事業年度における業種別年間平均実績高（組合にあっては、当該組合と関係組合員との直前2年の各事業年度における種類別年間平均実績高の和、ただし、関係組合員にあっては、組合に委託し又は組合から委託を受けた測量等及び他の関係組合員に委託した測量等に係る実績高を除く。）

(2) 経営規模

イ 直前決算時における自己資本額（組合にあっては、組合の自己資本額と関係組合員の自己資本額との和とする。）

ロ 審査基準日における業種別有資格者職員数（測量等に従事している有資格者数。組合にあっては、組合と関係組合員との和とする。）

(3) 営業経歴

審査基準日までの営業年数（組合にあっては、組合の営業年数と関係組合員の営業年数との平均値）営業年数が2年に満たない申請者に係る実績高については、書類を添付することができる作成可能な期間に係る実績高を年間に換算し、年間平均実績高とするものとする。

3. 測量・建設コンサルタント等業務の契約についての資格の等級決定の方法

測量・建設コンサルタント等について資格を有する者の資格の等級の決定は、前記の審査事項を要素とする次表註に定める計算方式により算出された数値により次表に定めるところにより行う。

測量・建設コンサルタント等契約の別	数値	等級
測量	230 以上	A
建築関係建設コンサルタント業務 土木関係建設コンサルタント業務	170 以上 230 未満	B
地質調査業務 補償コンサルタント業務	170 未満	C

(註) 計算方式

$$3a + b + 5c + d$$

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- a 別表第1の業種別年間平均実績高に対応する数値
- b 別表第2の自己資本額に対応する数値
- c 別表第3の業種別有資格職員数に対応する数値
- d 別表第4の営業年数に対応する数値

なお、実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。

別表第1（測量・建設コンサルタント等）

業種別年間平均実績高による附与数値

数値	年間平均実績高
30	20 億円以上
25	10 億円以上 20 億円未満
20	5 億円以上 10 億円未満
15	1 億円以上 5 億円未満
10	1 億円未満

別表第2（測量・建設コンサルタント等）

自己資本額数値による附与数値

数値	自己資本額数値
30	10 以上
20	5 以上 10 未満
10	5 未満

別表第3（測量・建設コンサルタント等）

業種別有資格職員数による附与数値

数値	合計数値
30	110～
25	65～109
20	40～64
15	15～39
10	～14

合計数値は、付表の有資格者の欄の左欄に掲げる者の数に5を、同表右欄に

掲げる者の数に2をそれぞれ乗じて得た数値の合計した数値

別表第4（測量・建設コンサルタント等）

営業年数による附与数値

数値	営業年数
30	35年以上
25	25年以上 35年未満
20	15年以上 25年未満
15	5年以上 15年未満
10	5年未満

付表

業種区分	有 資 格 者	
測量	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く）
建築関係建設 コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士の免許を受けている者、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の21の建築設備士登録を受けている者	建築士法による2級建築士の免許を受けている者（1級建築士の免許を受けている者を除く）及び公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
土木関係建設 コンサルタント業務	技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を機械設計、流体力学又は交通・物流機械及び建設機械とするものに限る）、電気電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る）、情報工学部門若しくは応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る）に合格、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目（電気電子部門、建設部門及び情報工学部門にあつてはそれぞれいずれかの選択科目）とするものに限る）に合格し、同法による登録を受けている者、アジア太平洋経済協力（APEC）が取りまとめた「APECエンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ	建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る）の登録を受けている者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに一般社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者

	追加審査が必要な場合はそれに合格している者	
地質調査業務	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る）若しくは応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る）とするものに合格、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る）に合格し、同法による登録を受けている者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者

付表

業種区分	有 資 格 者	
補償関係建設コンサルタント業務		不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法(昭和25年法律第197号)による司法書士の登録を受けている者、及び一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者